

2018年2月19日

原子力発電環境整備機構
理事長 近藤 駿 介 殿

原子力発電環境整備機構
情報公開審査委員会
座長 佐藤 貴夫

答 申 書

2018年2月14日付で原子力発電環境整備機構（以下「機構」という。）から当委員会へ諮問された2017年度諮問第6号（「2018年1月4日付で受付けた情報公開請求書の機構資料」の取扱について）に対し、当委員会は、審議の結果に基づき、以下のとおり答申する。

第1 答申の趣旨

本請求に対して機構は、規程第14条により、公開の決定等をする期限を「相当の部分」と「残りの機構資料」とに分けて定めており、本答申は前者の機構資料（下記第2に記載した機構資料のうち、諮問のなされた10、12、15、16、19、20、21、22、24、26、27、28）を対象とするものである。

公開請求のなされた機構資料について、個人情報及び法人等情報に該当する部分を非公開とすることは妥当と認められる。

第2 答申の理由

1. 情報公開請求に係る機構資料 [2017-5]

・以下の契約書類一式

1. 「2013年度 海外先進事例を用いた地層処分事業に関する理解訴求について」
2. 「2013年度NUMO『モニター制度』の実施」
3. 「地層処分模型展示車の改装と運用」（2013.10.31 契約）
4. 「2013年度シンポジウムの実施」
5. 「2013年度メディアトレーニング」
6. 「2014年度シンポジウムの実施」
7. 「地層処分模型展示車の運用」（2014.5.26 契約）
8. 「地層処分模型展示車の運用」（2014.12.25 契約）
9. 「2014年度 地層処分ポータルサイト（海外事例によるPR映像の制作）」
10. 「2015年度シンポジウムの実施」
11. 「地層処分模型展示車の運用」（2015.7.22 契約）
12. 「2015年度 全国説明会の実施」
13. 「2015年度 諸外国シンポジウム（スウェーデンにおける先進事例講演）の実施」
14. 「2015年度 女性を対象にした広聴活動の実施について」

15. 「2016年度 全国シンポジウムの実施に伴う新聞を活用した事前告知及び事後広報について」
16. 「2016年度 全国シンポジウムの実施」
17. 「地層処分模型展示車等を活用した対話活動について」(2016.5.19 契約)
18. 「2016年度 国際セミナー等の開催」
19. 「2016年度 地層処分セミナーの実施に係る広告等」(2016.7.7 契約)
20. 「地層処分説明会(仮称)の実施」(2016.9.27 契約)
21. 「2016年度地層処分セミナーの実施に係る広告等」(2017.1.11 契約)
22. 「2017年度地層処分説明会(仮称)の実施」
23. 「2017年度地層処分模型展示車等を活用した対話活動」
24. 「次世代層を中心にした広報の実施」(2017.5.10 契約)
25. 「2016年度 Facebook 運用サポート業務」
26. 「2016年度 教育研究会組織に対する授業研究支援」
27. 「2017年度 Facebook 運用サポート業務等」
28. 「2017年度地層処分説明会(仮称)の実施(その2)」
29. 「地層処分事業推進のための地域の自主的な勉強会支援事業」
(2013.12.18 契約)
30. 「地層処分事業推進のための地域の自主的な勉強会支援事業」
(2014.12.24 契約)
31. 「地層処分事業推進のための学習の機会提供事業の実施」(2015.8.11 契約)
32. 「地層処分事業推進のための学習の機会提供事業の実施
(2016年度活動分・その1)」
33. 「地層処分事業推進のための学習の機会提供事業の実施
(2016年度活動分・その2)」
34. 「地層処分事業推進のための学習の機会提供事業の実施
(2016年度下期から2017年度活動分)」
35. 「事業概要説明資料の印刷」(2014.11.28 契約)
36. 「『地層処分事業説明リーフレット』と『シンポジウム案内チラシ』の印刷・発送」
(2015.5.12 契約)
37. 「2016年度 国際講演会の配布資料印刷」
38. 「2016年度 国際講演会のダイジェスト映像の作成」
39. 「2017年度 国際講演会(ベルギー)の配布資料印刷」

2. 情報公開請求に対する機構の説明

・公開の取扱い

以下を非公開、その他は公開する。

- a. 氏名等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより識別することができることとなるものを含む。)
- b. 法人の印影、事業実施に係るノウハウを含む法人等に該当する情報

3. 当委員会の判断

氏名等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより識別することができることとなるものを含む。）は、規程第7条第1項で規定する別表第2の非公開情報のうち「1. 個人情報」に該当するため、規程第8条の規定により部分公開とすることは妥当である。

また、法人の印影、事業実施に係るノウハウを含む法人等に該当する情報は、規程第7条第1項で規定する別表第2の非公開情報のうち「2. 法人等情報」に該当し、委託先からも一部非公開を希望する意見があることから、規程第8条の規定により部分公開とすることは妥当である。

第3 審議の経緯

- | | |
|-----------------|-------------------|
| (1) 2018年 2月14日 | 情報公開審査委員会に諮問 |
| (2) 2018年 2月15日 | 第30回情報公開審査委員会で審議 |
| (3) 2018年 2月19日 | 原子力発電環境整備機構理事長に答申 |

原子力発電環境整備機構 情報公開審査委員会

委 員	(座長) 佐藤 貴夫
委 員 長	伊東 健次
委 員	新保 雄司